

平成 22 年度 湯沢町 決算報告

決算とは？

9月に開催された町議会定例会で、平成22年度一般会計、特別会計の決算が承認されました。決算は、一年間にどれだけの収入があり、どのように使われたのかを分類集計したものです。皆さんが納めた税金や地方交付税、国県支出金などがどのように使われているか、町の財政状況はどうなっているのかについて、概要をお知らせします。



平成22年度決算は・・・

平成22年度一般会計決算額は収入が67億175万7千円、支出が62億8428万7千円となり、収入支出とも21年度決算額を下回りました。

歳入歳出差引額は4億1747万円で、ここから平成23年度に繰り越した使途が決まっているお金(平成22年度中に事業が終わらず、その分を平成23年度に持ち越したものを除いた実質収支(繰越金)は、3億2671万6千円となりました。

町税は引き続き減少

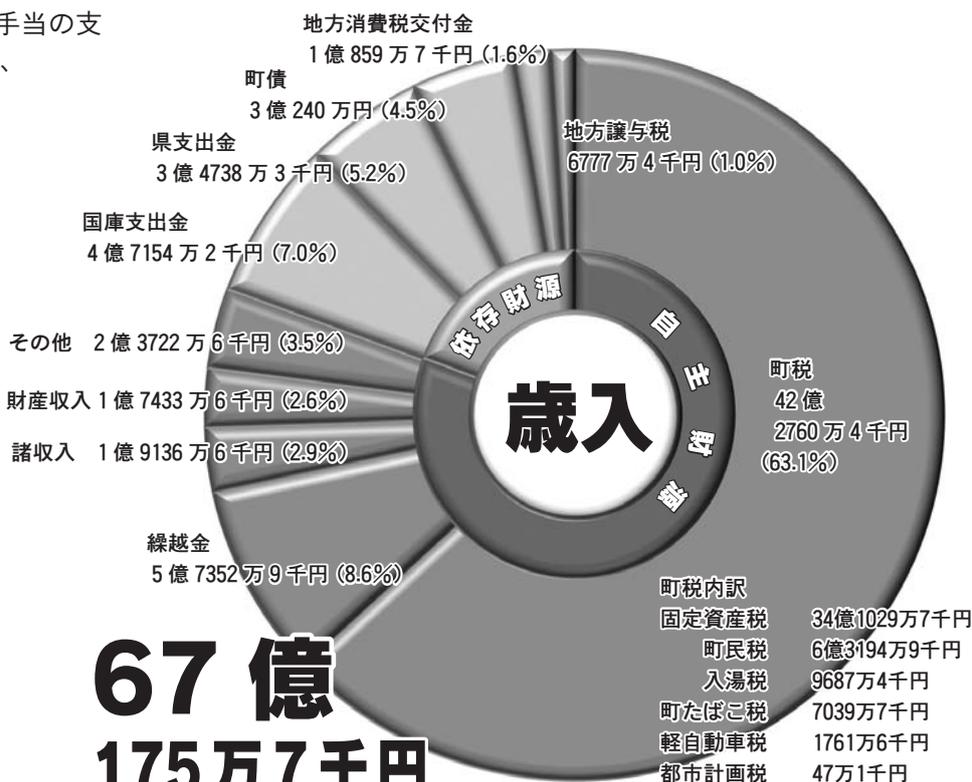
自主的に収入できる自主財源は合計で54億406万1千円と歳入の80%を占めており、前年比4.6%減となりました。年々減少する町税では、償却資産の減価等により固定資産税が1億1800万円の減となったほか、町民税が3000万、入湯税が1700万の減となりましたが、前年度からの繰越金が4068万3千円の増となり、減少幅を抑えています。

国・県からの収入が大幅増

国庫支出金は平成22年度より子ども手当の支給が開始されたため、8672万5千円の増、県支出金は、東日本大震災にかかる災害救援費負担金等により、7750万5千円の増となりました。

町債は大幅減

南魚沼市と共同で行った可燃ごみ処理施設整備事業や不燃ごみ埋立処分施設整備事業に伴う借入を行いました。前年度に行った斎場改築事業のための借入や経常経費に使える臨時財政対策債の借入が減ったため、減となりました。



67 億 175 万 7 千円

歳入の
ポイント

町税(特に固定資産税)収入が年々減少することは避けられず、自主財源の比率は下がる一方です。現在の歳入を維持するには基金からの繰入(貯金をおろす)や町債の起債(借金する)に頼らざるを得ません。基金には限りがありますし、起債は次世代の負担を大きくしてしまいます。それを避けるためにも歳入に見合った歳出へ見直す必要があります。

昨年度比増減の大きかったもの

民生費

平成 22 年度より子ども手当の支給が開始されたことや、東日本大震災にかかる災害救助費等により前年比 1 億 2384 万 6 千円 の大幅増となりました。

衛生費

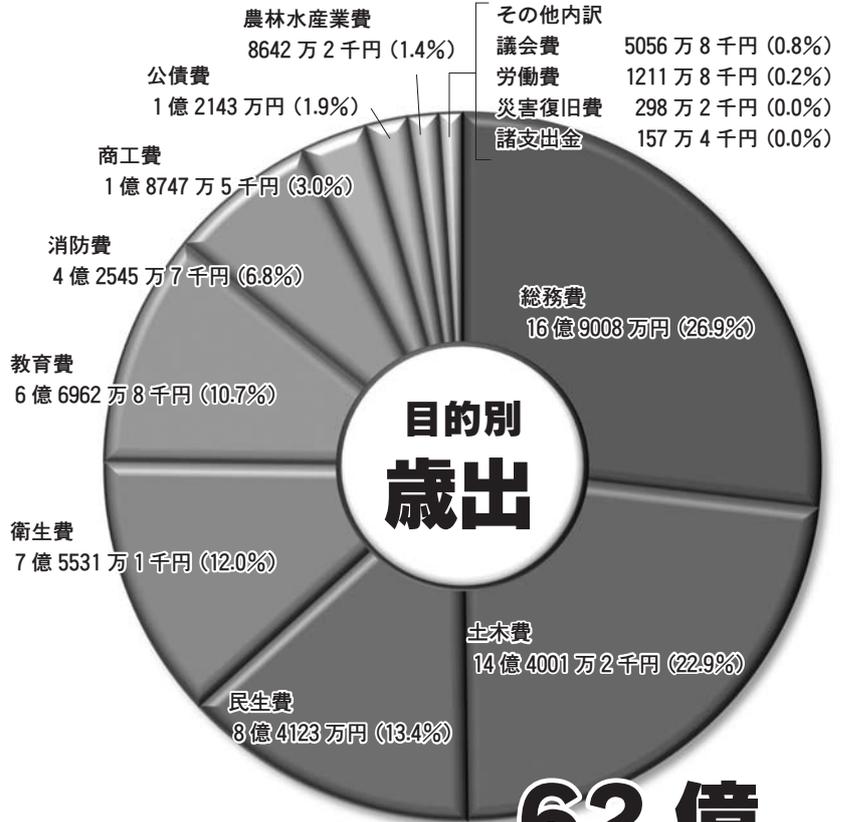
南魚沼市への負担金（斎場改築、可燃ごみ処理施設整備、不燃ごみ埋立処分施設整備や公衆浴場の修繕工事費等により前年比 1 億 2128 万 4 千円 の大幅増となりました。

消防費

南魚沼市への負担金（消防庁舎改築）や 21 年度からの繰越工事（防災行政無線整備、避難番所案内看板等設置等）により前年比 4992 万 1 千円 の増となりました。

教育費

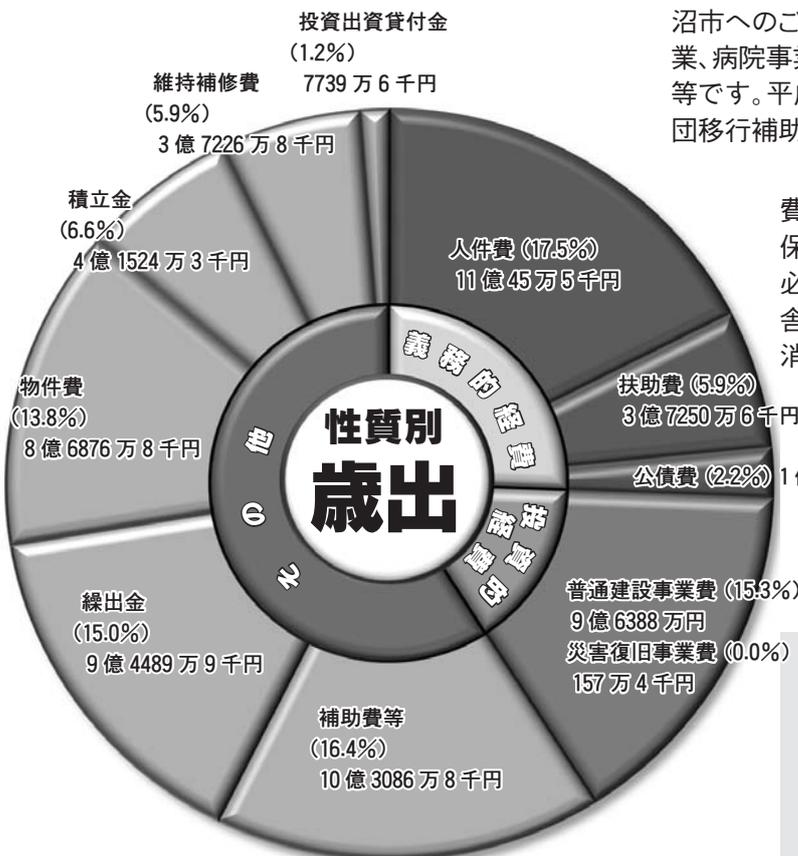
旧湯沢高校の解体工事設計や統合文教施設の基本設計が始まりましたが、学校施設整備基金への積み立てが減ったこと、給食センター内の工事及び施設入替が終わったことにより前年比 1 億 7549 万 7 千円 の大幅減になりました。



62 億 8428万7千円

性質別に見ると

支出の中で最も大きな割合を占めるのが人件費です。人件費には職員、議員の給料の他、消防団報酬や各種委員の報酬を含みます。職員給料については退職者の不補充などで削減を図り、年々減少してきています。



次に大きな割合を占めるのが、各種団体への補助金や南魚沼市へのごみ処理、消防業務などの委託費、公営企業（水道事業、病院事業）の収入不足を補う補助金などを集計した補助費等です。平成 21 年度の定額給付金事業や都市施設公社一般財団移行補助金が無くなったこと等により大幅減となりました。

三番目に大きな割合を占めるのが、普通建設事業費です。普通建設事業費とは道路、橋りょう、学校、保育所、庁舎などの公共施設、公用施設の建設事業に必要なとされる投資的な経費です。南魚沼消防本部庁舎改築事業負担金や湯沢高原施設等修繕、町道改良・消雪井戸改修等により大幅増となりました。



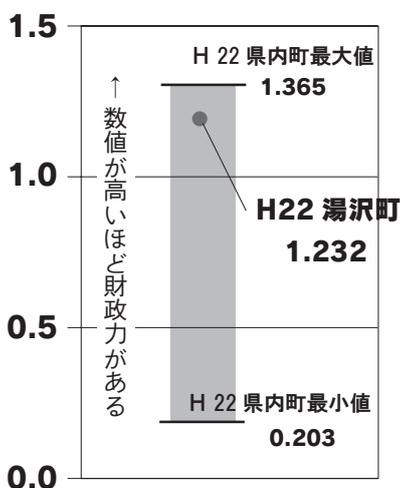
南魚沼市への業務委託費や各会計への繰出金の一部は義務的経費の性格を持っていると言えます。これらを本来の義務的経費に含めると、構成比は総額の 50% 近くにもなり、任意に使えるお金は半分となってしまいます。今後、文教施設の整備や三俣地区の振興対策事業が本格化しますので、歳出全体について見直す必要があります。

数字で見る一般会計決算



標準財政規模 46 億 4283 万 5 千円 同規模の他自治体の約 2 倍

標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（町税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金等の収入見込みの合算額）。町税収入等の減少により前年度と比較すると 1 億 1135 万 1 千円 (2.3%) の減となりましたが、同規模の他自治体と比較して 2 倍近い額となっています。

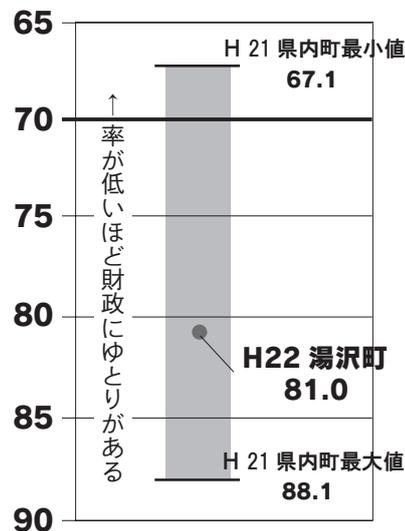


財政力指数 1.232 (基準財政収入額/基準財政需要額) の 3 か年平均 年々低下傾向 数年後は普通交付税交付団体に

地方公共団体の財政力の強弱は、財源の必要度とそれに対する収入とを比較することで示すことができます。その団体が標準的な行政を行う場合に必要な一般財源額（基準財政需要額）のうち、どの程度税収入（基準財政収入額）で賄えるかは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た率をもって比較されます。この率を「財政力指数」と呼び、通常は 3 か年の単純平均を用います。したがって、この率が高いほど財政力が強いことになり、1 を超えると普通交付税の不交付団体となります。県内では湯沢町をはじめ刈羽村、聖籠町の 3 町村だけが 1 を超えましたが、この数値も年々下がってきており、数年後には普通交付税の交付団体になる見込みです。

経常収支比率 81.0% 若干高めで推移

人件費など毎年必ず必要とする経費（家庭でいえば食費や光熱水費などの生活費）を比較的安定している収入で割った指数が経常収支比率です。財政構造の弾力性を表す指標で、この数値が低いほど、臨時の財政需要に対応できる能力が高いこととなります。町村にあっては 70% 程度が妥当とされていますが、湯沢町は昨年比 1.9% 増の 83.7% と若干高めで推移しており、財政構造の見直しが必要と言えます。



健全化判断比率 4つの指標は健全

自治体の財政破綻を未然に防ぐとともに、財政が悪化した自治体に対して早期に財政の健全化を促すことを目的として、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。各自治体はこの法律に基づき、財政の健全性を示す4つの指標を算定し、監査委員の監査を経て議会に報告するとともに、町民に公表することが義務づけられました。

4つの指標とは、①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率 です。

この4つの指標のいずれかが早期健全化基準以上になると「財政健全化計画」を、将来負担比率を除く3つの指標のうちどれかひとつでも財政再生基準以上になると「財政再生計画」の策定が義務づけられます。

実質赤字比率 (該当なし)

実質赤字比率とは、一般会計の歳入(収入)から歳出(支出)を差し引いた額の標準財政規模に対する割合です。行政運営の基本となる一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。つまり、黒字か赤字かを判断する指標です。

湯沢町の実質収支は3億2671万6千円の黒字であるため該当なしとなり、－で示しています。

連結赤字比率 (該当なし)

連結赤字比率とは、全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化することで、自治体全体の財政運営の悪化の度合いを示します。湯沢町の8つの会計すべての合計で黒字であるため該当なしとなり、－で示しています(それぞれの会計をみても赤字はありません)。

実質公債費比率 (5.3%)

背負っている借金返済などの債務が、どれだけ財政を圧迫しているかを明らかにします。言い換えると、「湯沢町が自分で使い道を決められるお金」のうち、借金返済に使っているお金はどれくらいかということです。

湯沢町では早期健全化基準である25.0%を大幅に下回っており、前年度に比べ1.0ポイント低下しています。借金の償還が進み元利償還金が減少したのが主な要因となっています。

将来負担比率 (該当なし)

借金や、将来支払っていく可能性のある負担金などの現時点での債務残高が、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。平成22年度の比率は、地方債の現在残高は増加しましたが、下水道特別会計の借入金残高に対する将来負担が減少したこと、財政調整基金や学校施設整備基金への積立により将来負担に充当可能な財源が増加したこと等で前年度1.6%からマイナスに転じ、将来負担比率は発生しませんでした。早期健全化基準である350%も大幅に下回っています。

| 健全化判断比率 | 湯沢町 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|---------|--------------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | － (－) | 15% | 25% |
| 連結赤字比率 | － (－) | 20% | 40% |
| 実質公債費比率 | 5.3 (6.3) | 25% | 35% |
| 将来負担比率 | － (1.6) | 350% | － |

()内の数値は平成21年度

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では公営企業の経営に関しても、健全性を示す指標として「資金不足比率」を算定し公表することと定めています。この比率が経営健全化基準(20%)以上になると、経営改善に取り組むための経営健全化計画の策定が義務づけられます。

| 会計名 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---------|--------|---------|
| 水道事業会計 | － | 20% |
| 病院事業会計 | － | |
| 下水道特別会計 | － | |

湯沢町では左図の3会計が対象となりますが、全ての会計で資金不足が無いため、比率はマイナスとなり、「－」(該当なし)で表示しています。



湯沢町は、4つ全ての指標で基準を下回り健全状態を維持していますが、厳しい財政状況であることは変わりありません。今後も行財政改革の推進が求められます。

借金の状況

町民一人当たり約 116 万円

町債とは町の借金のことです。なぜ借金をするかと言うと、一時的に多額の費用を必要とする事業において、その財源を確保するために、その施設等を利用するであろう次の世代の人にも負担してもらう（後年度負担）」という側面がありからです。しかし、無計画な借金は後々の負担が大きくなり、行政運営を圧迫することに繋がってしまいます。一般会計における町債残高は平成 20 年度まで減少していたのですが、以降は増加してきています。これは、南魚沼市の斎場改築事業やごみ処理施設整備事業にかかる費用及び中央公園や道路改良にかかる費用の分について借金をしたためです。今後は文教施設の整備も控えており、更なる増加が見込まれます。

一方、下水道特別会計の町債残高は年々減少してきているものの、65億 19 万 1 千円と多額になっています。これは過去に行った下水道のインフラ整備にかかるものためです。この下水道特別会計のような、他会計の借金返済のために一般会計からお金を支出しており、その額は 5 億 4264 万 6 千円にも上り、一般会計の財政を圧迫するひとつの要因になっています。

| 会計別 | 平成 22 年度末残高 | 対前年度比 |
|---------|------------------|----------|
| 一般会計 | 11 億 6366 万 6 千円 | 20.3 % ↑ |
| 下水道特別会計 | 65 億 19 万 1 千円 | 7.06 % ↓ |
| 水道事業会計 | 14 億 5133 万 4 千円 | 6.27 % ↓ |
| 病院事業会計 | 2 億 5768 万 4 千円 | 3.84 % ↓ |
| 合計 | 93 億 7287 万 6 千円 | 3.15 % ↓ |

貯金の状況

一般会計基金残高は約 33 億 8 千万円

町債とは反対に、町の貯金のことを基金といいます。基金には財政調整基金のように緊急の財政需要や災害等でやむをえない経費に充てるものと、学校施設整備基金のように特定の目的を達成するために積み立てるものがあります。基金の中で最も残高が多いのは財政調整基金です。平成 22 年度に 1 億 884 万 6 千円を積み立てました。また、学校施設整備基金に 3 億 277 万 5 千円を積み立て、文教施設整備へ備えています。

湯沢こころのふるさと基金は、ふるさと納税としていただいたものを積み立てたものです。平成 22 年度は町内外の方々 11 名様から 241 万円を寄付いただき、制度開始以来の総計は 743 万 3 千円となりました。

| 平成 22 年度末 基金残高 | | |
|-----------------|-----------------|------------------|
| 一般会計 | 財政調整基金 | 17 億 7058 万 8 千円 |
| | 減債基金 | 7378 万 2 千円 |
| | 学校施設整備基金 | 12 億 492 万 6 千円 |
| | 美術館建設基金 | 1 億 71 万 1 千円 |
| | 地域福祉基金 | 1 億 22 万 6 千円 |
| | ふるさと基金 | 1 億円 |
| | 中山間ふるさと水と土保全基金 | 1000 万 |
| | 公共事業基金 | 2226 万 3 千円 |
| | 湯沢こころのふるさと基金 | 743 万 3 千円 |
| | 国民健康保険支払準備基金 | 8256 万 8 千円 |
| 下水道施設改修基金 | 2 億 3023 万 2 千円 | |
| 介護給付費準備基金 | 6812 万 5 千円 | |
| 介護従事者処遇改善臨時特例基金 | 168 万 8 千円 | |

財産目録

| | | |
|--------------|----|------------------------|
| 庁舎 | 土地 | 8,154m ² |
| | 建物 | 延 4,074m ² |
| 保育園及び福祉施設 | 土地 | 8,742m ² |
| | 建物 | 延 4,629m ² |
| 教育及び文化施設 | 土地 | 116,681m ² |
| | 建物 | 延 28,515m ² |
| その他の公共用施設 | 土地 | 591,317m ² |
| | 建物 | 延 30,287m ² |
| 山林、その他 | 土地 | 4381.2ha |
| | 立木 | 436,303m ³ |
| | 建物 | 7,906m ² |
| 庁用自動車(除雪車含む) | | 91 台 |
| 有価証券(株式) | | 5632 万 6 千円 |
| 出資による権利 | | 5594 万 9 千円 |
| 債権(奨学貸付金) | | 2 億 1563 万 7 千円 |

町債(借金)と財産・基金

特別会計 決算状況

特定の事業を行う場合に、その事業の収入を支出に充て、一般会計と区別して経理する会計です

国民健康保険特別会計

国民健康保険法に基づく特別会計で、その運営（被保険者に対する国民健康保険税の収納や医療費の給付など）にかかる収支を経理しています。平成22年度決算では、3677万3千円の黒字となりました。

平成22年度では、保険給付費の増加等にもなう収入の不足を補うため、国民健康保険支払準備基金（会計の安定した運営を図るための積立金）から1214万1千円、一般会計から3978万2千円多く繰入を行いました。

後期高齢者医療特別会計

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特別会計

老人保健特別会計

医療制度改革により平成20年度から後期高齢者医療制度に移行され、過年度に支払われた医療費精算等の経理を行ってききましたが平成22年度で廃止となります。

老人保健特別会計

公共下水道としての汚水の処理や処理施設の整備と管理などの運営に係る収支を経理しています。2647万7千円の黒字となりました。

水道事業会計

水道の給水にかかる施設整備や管理などの運営にかかる収支を企業会計方式（複式簿記）で経理しています。平成22年度決算では、211万円の純損失となりました。

年々有収水量が減少しそれに比例して給水収益も減少してきており、一方で施設の老朽化による修繕費等の支出の抑制が難しくなってきたことが主な要因として挙げられます。

資本的収支（建設改良のた

病院事業会計

病院は指定管理者による運営のため、診療による収益や医師、看護師等の人件費などは指定管理者の会計で処理されています。そのため、病院事業会計では、収入のほとんどが一般会計からの繰入金（1億2000万円）となっており、一方で現金支出をとまならない経費（減価償却費、繰延勘定償却費等）が多額であるため、平成22年度決算の収益的収支は5806万6千円の純損失となっています。

資本的支出では、医療機器（超音波診断装置他）や車両の購入等を行いました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、当年度消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補てんしました。

| 会計名 | 収入 | 支出 | 差引 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 国民健康保険特別会計 | 10億6368万8千円 | 10億2691万5千円 | 3677万3千円 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 7955万2千円 | 7953万1千円 | 2万1千円 |
| 介護保険特別会計 | 7億5262万7千円 | 7億3717万7千円 | 1545万0千円 |
| 老人保健特別会計 | 11万3千円 | 11万3千円 | 0円 |
| 下水道特別会計 | 10億6010万1千円 | 10億3362万4千円 | 2647万7千円 |
| 水道事業会計 | 収益的収支 | 3億6342万1千円 | △211万0千円 |
| | 資本的収支 | 2093万4千円 | △1億7655万1千円 |
| 病院事業会計 | 収益的収支 | 1億1007万2千円 | △5806万6千円 |
| | 資本的収支 | 1億1030万5千円 | △1175万6千円 |